

筑西市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要項

令和2年5月7日

筑西市告示第125号

[改正] 令和2年5月29日

筑西市告示第138号

(趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症に関する茨城県における緊急事態措置等（以下「県緊急事態措置等」という。）に基づく要請により、施設等の使用停止、営業時間の短縮等（以下「休業等」という。）に協力した中小企業者等に対し、筑西市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「市協力金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは次に掲げるいずれかに該当するものであって常時使用する従業員の数が同法の規定による中小企業と同規模のもの又は個人事業主をいう。

ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人

ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する小規模企業者に該当する組合

(2) 施設等 茨城県が定める茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請受付に係る要項（以下「県要項」という。）の規定に該当する施設又は店舗であって、令和2年4月16日以前に開業したものをいう。

(交付対象者等)

第3条 この要項により市協力金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の区域内に所在する施設等を営む中小企業者等であること。

(2) 筑西市暴力団排除条例（平成24年市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと、代表者若しくは役員が同条第2号及び同条第3号に規定する

者（以下「暴力団員等」という。）がないこと又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する中小企業者等でないこと。

(3) 県緊急事態措置等に基づく要請により休業等に協力し、県要項の規定による協力金（以下「県協力金」という。）の支給決定を受けていること。

（市協力金の額等）

第4条 市協力金の額は、一の中小企業者等当たり5万円とする。

2 市協力金の交付は、一の中小企業者等につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 市協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県協力金の支給決定を受けた日から市長が別に定める日までの間に、市長が別に定める市協力金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本市の区域内に所在する施設等を営業していることを証する書類の写し
- (2) 県協力金の支給決定に係る通知書の写し
- (3) 市長が別に定める誓約書
- (4) 振込先となる通帳等の口座番号及び名義が確認できる部分の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、市長が別に定める市協力金交付決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、市協力金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定により市協力金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による市協力金の交付決定を取り消し、既に交付した市協力金の全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により市協力金の交付を受けたとき。
- (2) 県協力金の支給決定が取り消されたとき。
- (3) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市協力金を交付することを不相当と認める事実があったとき。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

(失効期日)

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 [改正：令和2年市告示第138号]

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の筑西市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要項の規定は、令和2年度以後の年度分の筑西市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付について適用する。